

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
国民生活基礎調査の改善	国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。
これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;諮問第82号の答申&gt;（平成28年1月21日答申）今後の課題</p> <p>（1）本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について</p> <p>ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証</p> <p>本調査は国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出（約5,500地区）の上、更に調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成している。そこで、本調査の準備調査結果と国勢調査の乖離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検討を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要がある。</p> <p>具体的には、本調査と国勢調査が同時期に実施された平成22年調査をもって、また、同一の調査地区・調査区に係る詳細な分析が可能な平成25年調査をもって、世帯属性や年齢構成等の比較・検証を一定の地域レベルで実施することで、本調査結果の代表性を明らかにし、精度の向上に向けた検討に当たっての基礎情報としていくことが必要である。なお、上記の国勢調査との比較・検証に当たっては、本調査の準備調査結果のみならず、世帯票及び所得票についても原データレベルの情報をもって、回収結果の世帯属性や年齢構成等の分布に係る検討を行う必要がある。</p> <p>イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討</p> <p>国勢調査の分布である母分布と本調査結果（推計値）の分布を比較すると、上記2（3）ア（調査結果の推計等における課題・問題に対する取組について）のとおり、若年層や単独世帯に係る世帯数の分布において乖離が認められる。このため、厚生労働省は、現行の推計方法の妥当性ととも、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要がある（注）。</p> <p>（注）本調査では、現在は推計人口を用いた推計等を行っており、推計に当たっては世帯属性を考慮していないことから、単独世帯や若年世帯の回収率が比較的低いこと等により世帯属性分布に歪みが生じることが考えられる。このような歪みを補正する方法として、世帯属性別の事後層化による推計について検証を行い、推計方法の見直しを行うことが考えられる。</p> <p>ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討</p> <p>非標本誤差の縮小を図るため、平成29年以降の本調査（簡易調査）実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした「郵送回収」の試行的な検証を検討しているが、「郵送回収」による調査票では記入内容の正確性が確保されないおそれもある中、実効性のある具体的な取組について検討</p>

する必要がある。その際、「郵送回収」の試行的な実施を通じて、現在回収率が低く非標本誤差の原因ともなっている若年齢層や単身世帯、都市部の世帯における回収状況について十分検証する必要がある。

なお、「郵送回収」の実効性を確保する上で重要と考えられる未回収世帯に係る「欠票情報」については、従来から一定の情報を把握しているが、今後の回収率向上に向けた方策を検討する上で有用な情報と考えられるため、当該情報をより適切かつ的確に把握する方策について積極的に検討する必要がある（注）。

さらに、オンライン調査については、都市部を中心とした若年単身世帯の捕捉率の改善に資することが期待されることや、報告者の利便性の向上、実査機関及び調査員の事務負担の軽減、正確な統計作成など多くのメリットがあり、また、今後の情報通信技術の更なる進展に伴い、中長期的にはその導入に向けた具体的な取組の検討が求められることが想定される中、導入を図る上で必要な環境整備（政府統計共同利用システムの改善等）等を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

（注）「欠票情報」は、欠票理由として考えられる①死亡、②転居、③住所不明、④長期不在（入院・入所等）、⑤長期不在（入院・入所等以外）、⑥一時不在、⑦拒否、⑧面接不能等の事由をあらかじめ「単位区別世帯名簿」上に一覧的な形で記載し、調査員は該当する番号を「単位区別世帯名簿」中の所定の欄に記載する形とするなど、調査員にあまり負担をかけないで把握する方法が考えられる。世帯名簿等による未回収世帯に係る「欠票情報」のよりの確な把握、集計・分析により、より効果的かつ効率的な回収率向上方策について検討する必要がある。

#### （2）調査業務の効率化のための検討について

本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する必要がある。また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意する必要がある。

#### （3）本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について

厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要がある。

これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i) はすみやかに、また、③ ii) 及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。

- ① 抽出方法（抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方）
- ② 調査方法等（調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等）
- ③ 推計方法

	<ul style="list-style-type: none"> <li>i) 推計方法の具体的な考え方及び方法</li> <li>ii) 推計方法に関する検討状況</li> </ul> <p>④ 結果精度に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 地域区分別等の回収率、有効回答率等</li> <li>ii) 本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況</li> <li>iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況</li> </ul> <p>⑤ その他本調査結果の利用に資する情報</p> <p>なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民にとって分かりやすい形で行う必要がある。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について</p> <p>ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証</p> <p>平成28年7月に総務大臣から国勢調査に係る調査票情報の提供を受け、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証作業中。</p> <p>イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討</p> <p>平成29年度に「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」を開催し、現行の推計方法の妥当性の検証及び推計方法の見直しの検討を行う。</p> <p>ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討</p> <p>平成29年度に、面接不能世帯を対象とした郵送回収の試験調査を実施（世帯票：6月、所得票：7月）。</p> <p>※上記、ア～ウの取組について検証・検討するため、平成29年度に「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」を開催し、平成30年3月までに検証・検討結果をとりまとめ、平成31年調査企画に反映。</p>

	<p>(2) 調査業務の効率化のための検討について</p> <p>本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等については、国勢調査の調査区設定の実施状況等を確認した上で、平成31年調査企画時まで検討。</p> <p>(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について</p> <p>すみやかに公表・提供するよう指摘のあった事項（(①抽出方法、②調査方法等、③ i) 推計方法の具体的な考え方及び方法）については、平成28年度中に掲載済み。その他の指摘事項については、平成29年度に開催する研究会における検討等を踏まえ、平成30年度から情報提供の充実を図る予定。</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</b></p>	<p>○ 現行基本計画における課題である所得票及び貯蓄票の結果に係る都道府県別表章については、統計委員会において実施は困難と整理済み。一方で、平成28年調査の諮問に係る答申における「今後の課題」については、平成31年調査に向けて取組を推進する必要があるのではないか。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 厚生労働省は、国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証、本調査結果及び国勢調査結果の分析に係る乖離の縮小に向けた検討、回収率向上に向けた調査方法の検討を平成31年調査の企画時期までに行い結論を得る。</p> <p>○ 厚生労働省は、国民生活基礎調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討し、平成31年調査の企画時期までに結論を得る。</p> <p>○ 厚生労働省は、国民生活基礎調査の推計方法に関する検討状況、結果精度に関する情報等について、情報提供の充実を平成30年度から実施する。</p>
<p><b>備考(留意点等)</b></p>	

